

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（193）」

2. 日時：平成29年6月27日 13時30分～20時20分

3. 場所：原子力規制庁 8階南企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

近田安全審査官、義崎原子力保安検査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント安全向上グループ課長

他5名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年5月31日に提出を受けた『東海第二発電所重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」について説明があった。また、平成29年6月13日に提出を受けた『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1. 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1. 3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」及び「1. 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 「サポート系故障時に用いる設備」が、技術的能力1.4の手順に登場する設備と合わないため再確認の上、提示すること。また、資料に誤字、脱字が多いことから、全体的に再確認すること。
- 系統概要図において「西側接続口」に逆止弁が設置されているが、「東側接続口」にはないことから考え方について整理して提示すること。
- 容量等の説明で「低圧代替注水系（常設）による原子炉注水として～ポンプ2個の運転により十分なポンプ流量を確保する」とあるが、必ず2台運転が必要なのか、また起動方法について、起動電流、ハンマリングを踏まえて設計の考え方を整理して提示すること。
- 多様性、独立性及び位置的分散の記載について、対象が明確でない部分や重複している部分があることから整理すること。
- 技術的能力審査基準1.2～1.4及び重大事故対処設備における設置許可47条の適合性に係る資料について、必要に応じ適宜、記載内容の適正化、明確化

等の改善を行うこと。

(2) 日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・なし